

横須賀市PTA協議会細則

(会費)

第1条 本会の会費は、PTA加入世帯につき年額60円とする。ただし特別支援学校の教職員の世帯数については免除する。

(役員及び会計監査の選出)

第2条

- 1 役員及び会計監査は、単位PTAの会長もしくは副会長、又は会長もしくは副会長経験者で現PTA会員でなければならない。
- 2 役員は会計監査に就くことができない。また、現職議会議員は、役員又は会計監査に就くことができない。

(地区部会)

第3条

- 1 各地区部会に所属する単位PTAは別表のとおりとする。
- 2 地区部会長、副部会長及び会計は、単位PTA会長又は副会長から選出する。
- 3 部会の統廃合又は単位PTAの他部会への所属変更については、関係する各地区部会会議で合意を得て、役員会の承認を得るものとする。

(役員等の任務)

第4条 会長の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 総会、役員会を招集し、これを総括する。
- (3) 指名委員会及び会計監査に関する集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第5条 副会長の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、会長の指名により任務を分担する。
- (2) 会長事故あるときはこれを代理する。この場合の順序は、あらかじめ会長が定めるものとする。

第6条 総務(担当副会長)の任務は、本会の会務を掌握し事務局とともに本会の適切な運営に努める。

第7条 会計(担当副会長)の任務は、本会の資産を管理し会計事務を処理する。

第8条 会計監査は、経理を監査しその結果を総会において報告する。

(指名委員の任務・資格等)

第9条

- 1 指名委員は、各地区部会から推薦のあった候補者から会長を選出する。
- 2 指名委員は、PTA会長又は副会長経験者とする。
- 3 指名委員会の委員長、副委員長は、役員会から選出された委員が務める。
- 4 役員(会長・副会長)と会計監査は、指名委員に就くことができない。
- 5 会長の選出方法は、指名委員会に一任する。
- 6 役員会から選出された指名委員は議決権を持たない。
- 7 指名委員の代理は認めない。
- 8 指名委員会での会長選出、役員指名に関する協議内容については一切開示しない。

(総会)

第10条 総会は、次のことを審議し決定する。

- (1) 役員及び会計監査の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 事業計画及び報告の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の重要事項

(役員会の任務)

第11条 役員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 総会の議決に基づき本会の運営にあたる。
- (2) 事業に必要な議案を策定し、審議する。
- (3) 本会に関連する団体と連携し、本会の目的に努める。
- (4) 教育委員会からの受託事業を行う。
- (5) 総会に提出する議案を審議する。
- (6) 事務局員の承認。
- (7) その他必要事項を協議する。

(役員会の議決権)

第12条 役員会における議決権は、会長を除く役員が持つものとする。

(地区部会の任務)

第13条 地区部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地区部会部会長、副部会長(任意)及び会計(任意)の選出
- (2) 会長等役員候補者の推薦
- (3) 指名委員の選出
- (4) 地区部会所属の単位PTA間の連絡調整
- (5) その他必要事項の協議
- (6) 前項に定めるもののほか、地区部会の運営等については、各地区部会の自主性を尊重する。

(入退会)

第14条 入会

- 1 入会資格は横須賀市立学校であること。
- 2 この会への入会を希望する場合は、入会届を本会に提出し、役員会の承認を得る。
- 3 本会に入会した単位PTAは、退会届の提出が無い限り、自動継続とする。

第15条 退会

- 1 退会を希望する単位PTAは、事前に所属する部会に事情を説明し理解を得た上で、その事情の記載と単位PTA会長(会長が不在の場合には、職務代行者として副会長または校長)と部会長の署名の入った退会届を本会の会長宛に提出する。
- 2 退会は役員会で承認を行い、翌年度の5月定期総会で報告する。
- 3 退会は退会届が提出された年度の翌年度の5月定期総会翌日からとする。
- 4 本会を退会することにより、市P協が提供する各種保険や事業、イベントへの参加資格を喪失する。

(個人情報の取扱について)

第16条 本会は、個人情報の保護とその管理体制を整える。

第17条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「横須賀市PTA協議会 個人情報保護規程」に定め適正に運用するものとする。

第18条 本会が単位PTA会員の個人情報を取り扱うことについての承認は、単位PTAが退会するかまたは単位PTAからの中止の申し出がない限りは、自動継続とする。

(委員会)

第19条

- 1 正副委員長の3年以上の再任の場合には、委員長の推薦により、会長が指名、委嘱することができる。
- 2 次の項目のいずれかに該当し、委員長からの注意に従わない場合、委員会での決定後に、役員会の議決を経て除名とすることができる。
 - (1)市P協や委員会の名誉を傷つける行為
 - (2)市P協及び委員会の目的や方針に反する行為や活動
 - (3)他の委員への迷惑行為を繰り返す行為
 - (4)ハラスメント行為
 - (5)その他会長または委員長が不適切と判断した行為や活動

(改正)

第20条 この細則は、必要に応じ役員会の承認を得て改正することができる。

附則

- 1 この細則は、平成23年5月20日から施行する。
- 2 平成25年5月23日 一部改正・施行
平成25年5月24日改定・施行
平成27年5月16日
第6条、第7条、第9条 改正・施行
平成27年5月17日改定・施行
令和元年11月18日 第9条 4項 改正・施行
令和元年11月18日改定・施行
令和4年2月1日改定・施行
第15条～第19条追加
令和5年2月10日 全面改定・施行

令和5年11月6日 第19条追加
令和6年3月4日 第2条 2項 改定
令和6年6月3日 第1条 改訂
令和7年7月7日 第19条 2項追加
令和7年9月1日 第15条 2項、3項改訂